

公安委員会 説明資料No.1	道路交通法施行細則の一部改正について	令和3年12月2日 交 通 部
-------------------	--------------------	--------------------

議題事項

安全運転管理者等の選任手続の変更及び制限外積載に係る高さ指定道路の区間延長に伴い、道路交通法施行細則の一部を改正する。

1 改正理由

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者等の選任等に係る手続に関し、インターネット上の警察行政手続サイトを経由した届出が可能となることから、安全運転管理者等の負担軽減と事務の合理化・省力化を促進するため、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の交付事務を廃止する。
- (2) 東かがわ市の「大内白鳥バイパス」の延長に伴い、制限外積載に係る高さ指定道路の区間を延長する。

2 改正案

別添「道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」のとおり

3 改正内容

- (1) 第22条に定める安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付等に係る条文を削除する。
- (2) 別表第1の3（第13条の2関係）で定める自動車の積載物の高さの制限の区間を下記のとおり改正する。

路線名	区間	
	改正後	改正前
一般国道11号大内白鳥バイパス	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から 東かがわ市中山8番2地先まで	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から 東かがわ市川東693番1地先まで

4 施行期日等

(1) 施行期日

ア 安全運転管理者等の選任等に係る手続について

令和4年1月1日

イ 高さ制限の指定について

令和3年12月18日

(2) 関係規程の整備

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を改正する。

公安委員会 説明資料No.2	行政手続のオンライン化の推進について	令和3年12月2日 警務部
-------------------	--------------------	------------------

報告事項

令和4年1月4日から、「警察行政手続サイト」に新たに14手続が追加されるとともに、「かがわ電子自治体システム」を利用した情報公開請求の受付を開始する。

第1 警察行政手続サイトへの手続追加

1 警察行政手続サイトについて

情報技術を活用して国民の利便性を高める観点等から、警察が所管する一部の行政手続をオンラインで受け付けるために警察庁が構築を行い、道路交通法関係や警備業法関係などの6つの行政手続を対象に、令和3年6月から全国で運用を開始したもの

2 新たに追加される行政手続

(1) 道路交通法関係（9手続）

- ア 安全運転管理者の選任の届出（道路交通法第74条の3第5項）
- イ 副安全運転管理者の選任の届出（道路交通法第74条の3第5項）
- ウ 安全運転管理者の解任の届出（道路交通法第74条の3第5項）
- エ 副安全運転管理者の解任の届出（道路交通法第74条の3第5項）
- オ 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（道路交通法第74条の3第5項の規定に関する都道府県公安委員会規則等）
- カ 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（道路交通法第74条の3第5項の規定に関する都道府県公安委員会規則等）
- キ 通行禁止道路通行許可の申請（道路交通法施行規則第5条第1項）
- ク 駐車許可の申請（道路交通法第45条第1項及び第49条の5の規定に基づく都道府県公安委員会規則）
- ケ 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請（道路交通法施行規則第8条第1項）

(2) 警備業法関係（3手続）

- ア 廃止の届出（警備業法第10条第1項）
- イ 護身用具の届出（警備業法第17条第2項）
- ウ 護身用具の変更の届出（警備業法第17条第2項）

(3) 小型無人機等飛行禁止法関係（1手続）

小型無人機等の飛行に関する通報（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項）

(4) 災害対策基本法等関係（1手続）

緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出（災害対策基本法施行令第33条第1項の規定等に関する交通局長通達）

第2 情報公開請求のオンライン化

1 目的

行政文書公開請求手続をオンライン化することにより、県民等の利便性を向上させるとともに、業務の合理化・効率化を図るため

2 基本的な仕組み

香川県のホームページ上にある「かがわ電子自治体システム」の電子申請・届出メニューに公安委員会及び警察本部長に対する情報公開請求の手続を設け、申請フォームに必要事項を入力後、電子申請を申し込むことにより、当該申請に係るデータが香川県を経由して香川県警察の警察行政手続端末のメールアドレス宛てに届けられる仕組みとなっている。

3 対象手続

行政文書公開請求及び行政文書公開手数料減免申請

第3 実施予定日

令和4年1月4日（火）

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 3	拾得業務で使用する「現金収納袋」の様式変更による経費削減について	令和 3 年 12 月 2 日 警 务 部
----------------------------	----------------------------------	--------------------------

報告事項

担当職員のアイデアにより、現金拾得の届出受理時に使用する「現金収納袋」の様式を変更することで、多額の経費削減が見込まれることとなつたので報告する。

1 現金収納袋

現金拾得の届出受理時に使用する「現金収納袋」の年間の使用枚数は約 8,500 枚となっており、毎年度、購入しているが、その購入単価は非常に高額となっていた。

2 様式の根拠

現金収納袋の様式については、警察庁の通達である「現金区分受理方式による拾得物受理の実施について」により、その様式、記載事項等についての最低基準が示され、県警察では遺失物法実施規程（平成 19 年香川県警察本部告示第 15 号）において、準拠した様式を規定している。

3 納入業者からの聞き取り

「現金収納袋」の納入業者に対して、高額になる理由について聞き取りを行ったところ、

- （蓋の）形状が特殊で「斜めにカット」する部分は、別工程として処理する必要があるためコストが大幅に上がる。

との回答を得るとともに、「斜めカット」がなければ、約 43% の減額になることが判明した。

4 様式の変更に係る警察庁の見解

様式の変更につき、警察庁長官官房会計課に見解を照会したところ、

- 袋の蓋側の形につき、斜めのカットをなくして長方形に変更することは、袋の形を保っているため問題はない。

とのことであった。

5 様式変更後の期待される節減額

年間所要枚数を 8,500 枚程度との想定で、年間 52 万円余の節減が見込まれる。

6 規程改正

令和 4 年 4 月に遺失物法実施規程の様式の改正を行う予定である。

7 「貢献した職員の賞揚」について

本件経費削減に係る提案を行った担当職員については、表彰予定である。

公 安 委 員 会	第 59 回「香川県民の警察官」表彰受賞者	令和 3 年 12 月 2 日
説 明 資 料 No. 4	の決定及び表彰式の開催について	警 务 部

報告事項

第 59 回 「香川県民の警察官」 表彰受賞者に対する表彰式を、県警察本部で開催する。

1 提唱

岡山放送株式会社

2 受賞者

琴平警察署 地域課

警部補 井 原 直 君 (いはら なおき) 57 歳

3 選考方法

令和 3 年 10 月 29 日に開催された選考委員会で審議された結果、井原警部補に決定した。

(選考委員)

〔 県議会議長、香川県公安委員会委員長、高松キワニスクラブ会長、香川県婦人団体連絡協議会会长、高松商工会議所専務理事、岡山放送株式会社四国支社長 〕

4 受賞理由

受賞者の井原警部補は、平成 2 年に本県警察官を拝命し、約 20 年間にわたる交通警察部門での勤務を経て、平成 28 年から地域警察部門で勤務している。この間、暴走族グループによる共同危険行為等禁止違反事件の検挙、シートベルト着用義務違反検挙優秀、悪質交通法令違反検挙優秀等により、多数の本部長表彰を受賞している。

昨年 3 月に、交番所長として琴平駅前交番に配属されてからは、防犯交通教室等において事件事故の被害防止を訴え、交通捜査員の経験を活かして管内の交通危険箇所の把握・改善に努めるなど、常に住民目線に立った仕事を推進しており、地域と密着した地域安全活動、交通事故抑止活動等を行い、地域住民からも大きな信頼を得ている。

5 表彰式

(1) 日時

令和 3 年 12 月 17 日 (金) 午後 2 時 30 分から

(2) 場所

県警察本部 6 階大会議室

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 5	県政モニターアンケート「特殊詐欺について」の実施結果について	令和3年12月2日 生 活 安 全 部
----------------------------	--------------------------------	------------------------

報告事項

令和3年9月に実施した県政モニターアンケート「特殊詐欺について」の実施結果について報告する。

1 目的

全国的に特殊詐欺の被害が依然として高水準で発生していることから、今後の特殊詐欺における被害防止対策の参考とするため、平成26年から実施しているもの。

2 アンケート実施時期

令和3年9月15日から同月28日までの間

3 県政モニターアンケート対象者

259人（「特殊詐欺について」の回答者216人 回答率83.4%）

4 質問事項

特殊詐欺の手口等の認知度、被害防止対策の有無、情報収集の手段、県警察の取組に対する認知度等

5 集計結果

(1) 特殊詐欺の手口等の認知度

- 知っている手口としては、約9割の人が、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」及び「還付金詐欺」を選んでいる。

(2) 特殊詐欺に関する情報収集の手段

- 「テレビ」「新聞」「自治体等の広報紙」の順番で多く選ばれている。
- 「メール・ソーシャルメディア」は平成29年から令和3年までで最も多く、昨年と比較して7.9ポイント増加している。

(3) 高齢者の特殊詐欺被害防止対策

- 「自宅の電話機に録音装置などの防犯機器の設置や留守番電話の設定」が最も多く、次いで「子や孫世代からの注意喚起」を選んでいる。

(4) 「振り込め詐欺撲滅装置体験貸出事業」の認知度及び設置希望の有無

- 年齢別では、「知っている」を選んだ人が60代以上では50%を超えており、50代以下では25%に留まっている。
- 「設置してみたい」を選んだ人が40%を超えており、

(5) 金融機関職員等による声かけについて

- 「効果があると思う・継続すべきだと思う」を選んだ人が85%を超えており、

6 今後の対策

- 積極的にSNS等を活用し、高齢者だけでなく、子や孫世代に対する情報発信
- 金融機関職員等による声かけ等、水際対策の推進

公安委員会 説明資料 No. 6	年末年始における特別警戒の実施について	令和3年12月2日 生活安全部
---------------------	---------------------	--------------------

報告事項

県民が安全・安心で明るく健やかに新年を迎えるよう、本年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）までの間、年末年始における特別警戒を実施して、各種犯罪抑止に取り組む。

1 目的

年末年始は、人・物・金の流れが活性化し、金融機関やコンビニエンスストアに対する強盗事件の発生、侵入窃盗をはじめとする重要窃盗犯や繁華街における粗暴犯等の増加に加え、最近、全国的に連続発生している列車内における刃物等を使用した重要凶悪事件の模倣犯による同種事案の発生も懸念されることから、各種事件の未然防止を図るため。

2 実施期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）までの32日間

3 活動重点及び推進事項

(1) 住宅を対象とした侵入窃盗及び強盗等の未然防止

- 挙署一体となった夜間帯のパトカーによるレッド走行等の街頭活動の強化
- 関係機関やボランティア団体と連携した住民の施錠の定着化に向けた広報啓発
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する具体的な防犯指導

(2) 特殊詐欺被害防止

- 警ら等街頭活動に併せた窓口閉店後のATMコーナーでの駐留警戒等の実施
- 金融機関・コンビニエンスストアでの水際阻止に関する具体的な指導、訓練の実施
- 「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」による子や孫世代への働きかけ

(3) 子供と女性の犯罪被害等防止

- 被害者の安全確保を最優先とした対応の徹底
- 自主防犯ボランティア団体等と連携したパトロールや見守り活動の強化

(4) 列車内における各種犯罪の未然防止

- 制服警察官による列車警乗及び駅構内等での警戒強化
- 鉄道事業者等公共交通機関と密接に連携した管理者対策等の計画的な実施

4 主な行事等

年月日	場 所	行 事 内 容
1 12/10(金)	県警察本部	年末年始の特別警戒・交通事故抑止活動合同出発式
2 12/12(日)	フジグラン十川	テレビ等に出演している地元出身タレントの一日警察署長任命式・防犯キャンペーン
3 12/13(月)	丸亀市役所	市・警察・企業合同での年末警戒特別キャンペーン
4 12/15(水)	丸亀町壹番街ドーム	香川県・香川県警察合同特殊詐欺被害防止キャンペーン
5 12/19(日)	多肥コミュニティセンター	香川県防犯設備業防犯協力会と連携した「住まいの防犯相談会」
6 12/21(火)	みのり保育園	保育園児に対する防犯教室と園児による年賀状を活用した防犯啓発活動
その他行事計画 (12/1~)	金融機関等対象の強盗訓練・非常通報装置押下訓練等(9回)、コンビニエンスストアでの電子マネー購入者への声かけ訓練(4回)、保育施設、障害者施設等での不審者対応訓練(9回)、駅構内・列車内での警戒活動(9取組) (※ 計画数) 各種情報配信手段(ヨイチメール、Twitter等)を活用した防犯情報の配信等	

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 7	「年末年始の交通安全県民運動」の実施について	令和3年12月2日 交 通 部
----------------------------	------------------------	--------------------

報告事項

年末年始における交通死亡事故等重大事故を防止するため、県民総ぐるみで取り組む「年末年始の交通安全県民運動」が実施される。

1 期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）までの32日間

2 実施主体

香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会

3 スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

4 運動の基本等

(1) 運動の基本

交通死亡事故の抑止

(2) 運動重点

ア 歩行者の安全確保と保護意識の向上

イ 夕暮れ時・夜間の事故と二輪車の事故の防止

ウ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

エ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

5 交通指導取締りの重点

(1) 横断歩行者等妨害等違反取締り（歩行者の安全確保）

(2) 夕暮れ時・夜間の交通街頭活動強化と二輪車に対する指導取締り

(3) 自転車の指導取締り

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の取締り

(5) シートベルト、チャイルドシート取締り

6 関連行事

(1) 12/7 交通安全啓発用モニュメントの設置

[三豊警察署]

(2) 12/10 年末年始の特別警戒・交通死亡事故抑止活動出発式

[警察本部]

(3) 12/10 金刀比羅宮の巫女さんによる交通安全キャンペーン

[琴平警察署]

(4) 12/13~17 交通安全意識高揚に関するポスター入選作品展

[県民会議]

(5) 12/17 見通し明るく・街を明るく早めのライト点灯キャンペーン

[丸亀警察署]

(6) 12/20 徳島県美馬警察署と合同の凍結事故抑止対策開始式

[琴平警察署]

(7) 12/23 亀阜地区サンタクロース街頭キャンペーン

[高松北警察署]